

社会福祉法人一竹会

役員等報酬の支給の基準

平成 30 年 5 月 31 日

評議員報酬

評議員に対する報酬は、当法人が開催する定時評議員会及び随時開催する評議員会に出席した評議員に対し、出席の都度その出席に対し、金 5,340 円を支払う。

理事報酬

理事に対する報酬は、当法人が開催する理事会に出席した理事に対し、出席の都度その出席に対し金 5,340 円を支払う。

監事報酬

監事に対する報酬は、当法人が開催する評議員会、理事会及び監事監査等に参加した監事に対し、出席の都度その出席に対し金 5,340 円を支払う。

評議員選任・解任委員報酬

評議員選任・解任委員に対する報酬は、当法人が開催する評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員に対し、出席の都度その出席に対し金 5,340 円を支払う。